

広島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五十六号

広島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

広島県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十五年広島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項の表広島水道用水供給水道の項給水対象の欄中「大崎上島町」の下に「今治市」を加え、同項一日当たりの最大給水量の欄中「二十四万立方メートル」を「二十一万四千六百立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。